

12 練習会場の選定業務

「第 77 回国民体育大会 県及び会場地市町村の業務負担・経費負担細目」に基づき、練習会場の選定に係る業務は県の役割であり、会場地市町村及び県競技団体と密接に連携を図り、各競技会の運営に必要となる練習会場の選定を行うものである。

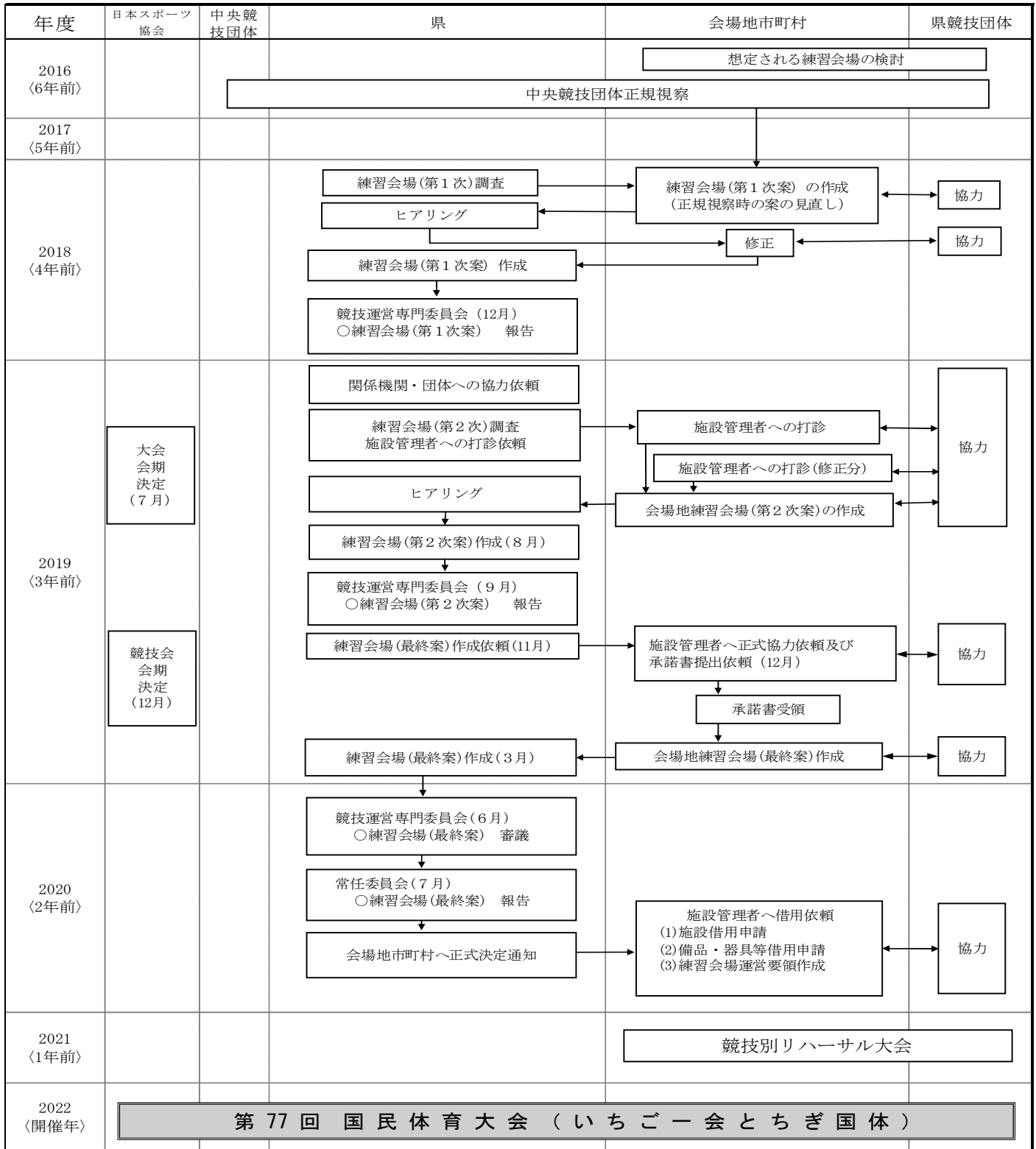
1 業務の概要

業務名	内 容	中央競 技団体	県	会場地 市町村	県競技 団体
練習会場（第 1 次案）の作成	会場地市町村は、県競技団体と協力して、中央競技団体正規視察時に作成した練習会場案を基に、練習会場の施設概要及び使用日数等をまとめ、練習会場（第 1 次案）を作成する。 県は、会場地市町村が作成した練習会場（第 1 次案）を取りまとめ、競技運営専門委員会に報告する。		◎	◎	○
練習会場施設管理者等への協力依頼	県は、練習会場（第 1 次案）を基に、県立学校、私立学校、大学の施設使用について、関係機関へ協力依頼を行う。		◎		
練習会場（第 2 次案）の作成	会場地市町村は、練習会場（第 1 次案）に基づき、練習会場となる施設管理者へ施設使用の打診を行い、内諾を得る。 会場地市町村は打診結果を踏まえ、練習会場（第 1 次案）を修正し、会場地練習会場（第 2 次案）を作成する。 県は、会場地練習会場（第 2 次案）を取りまとめ、練習会場（第 2 次案）を作成し、競技運営専門委員会へ報告する。		◎	◎	○
施設管理者への正式依頼及び承諾書の取得	競技会会期決定後、会場地市町村は、練習会場（第 2 次案）を基に施設管理者へ正式に協力依頼を行い、承諾書を取得する。			◎	○
練習会場（最終案）の作成・決定	会場地市町村は、施設管理者から承諾書を取得後、会場地練習会場（最終案）を作成し、承諾書（写）とともに、県へ報告する。 県は、会場地練習会場（最終案）を取りまとめ、練習会場（最終案）を作成し、競技運営専門委員会に諮り、審議・決定する。		◎	◎	○
施設管理者への借用手続き	県は、練習会場（最終案）承認後、速やかに会場地市町村へ練習会場決定通知を送付する。 会場地市町村は、決定通知を受領後、施設管理者へ書面にて施設借用、備品・器具等の借用申請を行う。			◎	○
練習会場運営要領の作成	会場地市町村は、関係競技団体と協議し、練習会場運営要領を作成する。			◎	◎
練習会場の変更手続き	会場地市町村は、やむを得ない理由で練習会場を変更する必要がある場合、練習会場変更届を作成し施設管理者の承諾書（写）とともに、県に提出する。 県は変更案を作成し、競技運営専門委員会に報告する。		◎	◎	○

2 業務推進上の留意点

- (1) 競技別リハーサル大会の練習会場については、原則として本大会の練習会場施設を配置するように配慮すること。
- (2) 学校施設に練習会場を配置する場合は、学校に負担が集中し、学習活動に支障が生じないよう配慮するとともに、事前に関係機関・団体と十分に協議を行った上で施設管理者及び学校長等へ協力依頼を行うこと。

いちご一会とちぎ国体 練習会場選定業務の流れ



※このスケジュールは、必要に応じて改訂する。